

申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税

国税庁

★ News 令和元年分確定申告・期限の取扱いについて

国税庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税の申告期限・納付期限は、既に令和2年4月16日と延長されています。

【申告期限・納付期限】

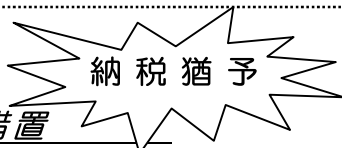
区分	従来	延長後	振替納付日
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)	

※ 今般、新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納税が困難な人については、個別に令和2年4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとされました。

【4月17日以降の確定申告】

事前予約(事前に税務署に連絡)の上、税務署にて申告する。 → 個別に申告期限・納付期限延長の取扱いとされる。

新型コロナウイルス感染症



★ News 『緊急経済対策』における税制上の措置

政府は4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部で特別措置法に基づく『緊急事態宣言』を発令する一方、臨時閣議で新型コロナウイルス感染拡大に伴う『緊急経済対策』を決定しました。事業総額は、108.2兆円という過去最大。この緊急経済対策を盛り込んだ補正予算案の、国会での早期成立を図る方針です。

<緊急経済対策・税制上の措置>…特例の実施は関係法案の国会成立が前提となります。

- ① 納税の猶予(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例)
 - ・令和2年2月から納期限までの一定の期間(1ヶ月以上)に、収入が大幅に減少した場合(前年同期比概ね20%以上の減)、事業者の国税、地方税、社会保険料について、1年間納税を猶予する。(印紙で納付する印紙税は除く)
 - ・無担保。延滞税は免除。
 - ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税に適用する。
- ② 消費税の課税事業者選択届…課税期間開始後に選択できる特例(売上減・前年同期比50%以上)
- ③ テレワーク等のためデジタル化設備への投資を追加する中小企業経営強化税制の拡充
- ④ 文化・芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等について払戻請求権を放棄した場合、放棄した金額(上限20万円)を、観客等への寄附金控除の対象とする。
- ⑤ 中小企業者・個人事業主の償却資産と事業用家屋の固定資産税を、売上が一定以上減少している場合に、申告により減免する。(令和3年度課税分に限り)

※ 詳しくは田中会計事務所にお尋ね下さい。
 〒462-0844
 名古屋市北区清水2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>